

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外187名

一審被告 関西電力株式会社

## 求釈明書（2）

平成27年6月23日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

一審被告は、一審原告ら平成27年4月1日付け求釈明書における求釈明事項に対し、回答するとして、同月14日付け準備書面（21）を提出した。

しかし、同書面における回答には、誤魔化し等が散見され、まともに回答していない事項が多々あるため、下記のとおり改めて一審被告に対する求釈明を行うことを求める。

### 第1 一審被告準備書面（21）第1について

#### 1 同1について

一審被告は、平成19年の新潟県中越沖地震を契機に、本件原発敷地内の岩盤に1か所恒設の地震計は設置したが、これは、一定規模の揺れを検知するものであり、早くとも平成25年7月までは、微動の揺れを検知できる地震計を設置していなかったことを認めている。

しかし、一審被告は、求釈明書第1・1（2）の「基準地震動の策定にあたって検討した、本件原発の敷地内に設置された地震計による地震記録の数」について、何ら回答していないため、改めて回答及び資料の提出を求める。

この点、一審被告は、「甚大な被害が生じるに至らない小規模な地震は相当

な頻度で起こっているのであり、地震発生層の特定や地震波の伝播特性等の検証に当たっては、そのような小規模な地震において得られたデータも数多く活用している」という主張における「小規模な地震において得られたデータ」とは、敷地内の地震観測記録のみを指すものではないといかにも苦しい主張を行っているが、一審原告らは、このような言い訳を求めているのではなく、単純な事実を聞いているのであるから、きちんと回答されたい。

## 2 同3について

(1) 一審被告は、求釈明書第1・3(1)の「基準地震動の最大加速度を405ガルから700ガルに引き上げたときの耐震工事の内容」について、平成20年から24年にかけて、本件原発の約250箇所につき補強工事を実施したと主張する。

しかし、本件原発の基準地震動の最大加速度を405ガルから600ガルに引き上げたのは平成20年3月、600ガルから700ガルに引き上げたのは平成21年3月であり、時期が一致していない。

また、上記補強工事を実施したことを証する資料は、何ら提出されていないため、補強工事の具体的な内容を確認することはできない。

一審被告においては、基準地震動の引上げが、単なる安全余裕の吐き出しではなく、実質的に耐震安全性を高めるものであることを証するため、上記補強工事の詳細な内容及び実施時期を確認することができる資料を提出されたい。

(2) 一審被告は、求釈明書第1・3(2)の「基準地震動の最大加速度を700ガルから856ガルに引き上げたときの耐震工事の内容」について、平成25年から補強工事を実施ないし計画しているところであると主張する。

しかし、上記補強工事が実施ないし計画されていることを証する資料は、何ら提出されていないため、補強工事の具体的な内容及び実施(予定)時期

を確認することはできない。

一審被告においては、基準地震動の引上げが、単なる安全余裕の吐き出しではなく、実質的に耐震安全性を高めるものであることを証するため、上記補強工事の詳細な内容及び実施（予定）時期を確認することができる資料を提出されたい。

## 第2 同第2について

### 1 同1について

一審被告は、新規制基準適合性審査を行っている現在に至っても、福島原発事故において問題となった原子炉水位計の改良が未了であることを認めている。

他方、一審被告は、従来から設置している熱電対式原子炉水位計とは別に、差圧式原子炉水位計を新たに設置する予定であると主張する。

そこで、一審被告は、差圧式原子炉水位計の設置予定時期を回答すると共に、これを証する資料を提出されたい。

### 2 同3について

(1) 一審被告は、本件原発を風速毎秒100mの竜巻が襲った場合、鋼鉄材が使用済み核燃料プールを内包する建屋の壁を貫通して使用済み核燃料プールあるいはプール内の核燃料集合体に直接衝突する危険性があることを認めている。

この点、一審被告は、評価の結果、上記のような衝突が生じたとしても、使用済み核燃料プールの躯体部分が破損して使用済み核燃料プール水が大量に漏えいする事態が生じることはなく、また、燃料被覆管に生じるひずみが許容値を下回っているため燃料被覆管の破損が生じることはないと主張する。

しかし、上記のような事態というのは、重大事故が生じるか否かぎりぎりの事態であるから、一審被告の評価の妥当性が極めて重大な問題となる。

そこで、上記評価に関する資料として、一部非公開とされている「大飯3号炉及び4号炉 竜巻影響評価について 補足説明資料<sup>1</sup>」の全てを提出されたい。

- (2) 一審被告は、求釈明書第2・3(2)の「上記使用済み核燃料プール又は使用済み核燃料に衝突する飛来物が複数になることを想定しているか。想定しているとすれば、その影響評価の内容。想定していないとすれば、その理由。」という求釈明事項について何ら回答していないため、改めて回答を求める。

### 3 同4について

一審被告は、次回運転開始以降、原子炉から取り出した直後の核燃料について、「市松模様状」ではないが、使用済み核燃料プール内で分散した配置を行う予定であると主張するが、具体的な内容及び手順が明らかでない。

そこで、上記配置の具体的な内容及び手順が確認できる資料を提出されたい。

## 第3 同第3について

- 1 一審被告は、本件原発におけるテロ等への対応として、①建屋をコンクリート壁等の強固な障壁にしていること、②建屋の周囲に海側も含めフェンスや侵入検知装置等を設置していること、③24時間体制で本件原発の警備を実施していること、④警察及び海上保安庁においても陸上及び海上から24時間体制で警備を行っていること、⑤国の検査官によって物的障壁、監視装置及び入退域管理等の核物質防護対策の実施状況について確認を受けていること、⑥防護区域内外の枢要施設の防護対策を行っていること、⑦立入制限区域の設定を行

---

<sup>1</sup> <https://www.nsr.go.jp/data/000035130.pdf>

っていることを挙げるが、上記①ないし⑦以外には、本件原発におけるテロ等の対策は行っていないのか、明確に回答されたい。

- 2 上記⑥の「防護区域内外の枢要施設の防護対策」とは、具体的にどのような施設についてどのような防護対策を行っているのか、資料と共に回答されたい。

以上